

もうお済みですか？

特定健診



当組合では、生活習慣病予防のため、40歳から74歳までの**被扶養者**と**任意継続被保険者**の方を対象に特定健診受診券を送付しています。特定健診は生活習慣病の予防に役立つのはもちろんのこと、日頃のライフスタイルを見直すきっかけにもなります。ご家族の中でまだ受診されていない方がいらっしゃいましたら、早めの受診をお願いいたします。

当組合が実施している特定健診

① 特定健診「集合契約Aタイプ」 【健保連の契約健診(医療)機関】

② 特定健診「E区分」 【東振協の契約健診(医療)機関】

③ 特定健診の検査項目を含む 各種健診

●生活習慣病予防健診

【B区分、D1区分、D2区分】

●女性生活習慣病予防健診＜会場型＞

【C1区分、C3区分】

※今年度の女性生活習慣病予防健診＜会場型＞の申込受付は終了いたしました。

●総合健診(日帰り人間ドック)

【東実総合健診センター、契約施設】

当組合が実施する健康診断は、年度内(4月から翌年3月末日まで)に1回受診できます。

*重複受診はできません。

受診方法



① 特定健診「集合契約Aタイプ」

すでに送付している「特定健診のご案内」に掲載の契約健診(医療)機関から受診を希望する機関を選び、直接予約してください。受診当日は「受診券」および下記⑦～⑩のいずれか1点*を持参し、特定健診を受診してください。

*⑦「資格確認書」、⑧「マイナポータルの保険資格画面」、⑨「マイナ保険証+資格情報のお知らせ」、⑩「マイナ保険証(受診する施設がマイナンバーカードに対応している場合のみ)」の⑦～⑩いずれか1点。

※自己負担額は、1,500円です。 ※受診券の有効期限は令和9年3月31日までとなります。

※紛失等により受診券の再発行を希望する方は、下記「問合せ・提出先」までご連絡ください。

※特定健診のご案内に掲載の契約健診(医療)機関以外をご希望の場合は当組合ホームページで検索できます。



② 特定健診「E区分」

③ 特定健診の検査項目を含む各種健診

当組合のホームページをご覧くださいか、健康管理課までお問合せください。



健康保険組合には、国から特定健診の実施と実施率の報告が義務付けられております。パート先など、当組合が実施する健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した**40歳以上の被扶養者**の方は、「健診結果表」のコピーと特定健診「質問票」を健康管理課へ提出くださいますようお願いいたします。

※特定健診「質問票」は当組合ホームページよりダウンロードできます。

ご協力
ください



★詳細は、組合ホームページをご覧ください。

NEWS&TOPICS「健診関係」→【今年も受けよう「特定健診」】



問合せ
提出先

東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



Download

